

●香川県告示第267号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定により、観音寺港港湾隣接地域を次のとおり指定する。

平成27年8月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定地域の範囲

地区名	区 域
琴浪	基点第1号から178度03分35秒に引いた線、基点第1号から基点第13号までを順次結んだ線及び基点第13号から358度03分35秒に引いた線と水際線に囲まれた陸域

2 基点の位置

第1号	三等三角点琴弾山（北緯34度7分56.2754秒、東経133度38分41.3256秒）から179度25分53秒、691.69メートル、観音寺市西本町2丁目甲2309番62の表示杭
第2号	基点第1号から74度36分04秒、17.48メートル、観音寺市西本町2丁目甲2513番13地先の表示杭
第3号	基点第2号から115度18分07秒、18.36メートル、観音寺市西本町2丁目甲2513番32地先の表示杭
第4号	基点第3号から113度27分45秒、10.10メートル、観音寺市西本町2丁目甲2513番36地先の表示杭
第5号	基点第4号から110度08分24秒、20.55メートル、観音寺市西本町2丁目甲2513番1地先の表示杭
第6号	基点第5号から114度10分22秒、60.13メートル、観音寺市観音寺町字加茂甲2513番37地先の表示杭
第7号	基点第6号から109度30分29秒、39.97メートル、観音寺市観音寺町字加茂甲2513番37地先の表示杭
第8号	基点第7号から101度44分23秒、13.44メートル、観音寺市観音寺町字加茂甲2513番37地先の表示杭
第9号	基点第8号から112度17分52秒、14.55メートル、観音寺市観音寺町字加茂甲2513番37地先の表示杭
第10号	基点第9号から198度36分01秒、65.61メートル、観音寺市南町1丁目甲2251番地先の表示杭
第11号	基点第10号から293度26分11秒、24.75メートル、観音寺市南町1丁目甲2251番地先の表示杭
第12号	基点第11号から287度36分55秒、107.67メートル、観音寺市南町1丁目甲2252番地先の表示杭
第13号	基点第12号から270度50分09秒、32.22メートル、観音寺市三本松町1丁目甲2252番地先の表示杭